

奈良県感染症予防計画の改定について

01. 改定の概要

【予防計画とは】

感染症法に基づく**法定計画**であり、**国の基本指針**[法第9条]に即して定める [法第10条]

【改定のポイント】

感染症法の改正(R4.12)に伴い**予防計画を改定** <R6.4予定>

- ✓ 今般の**新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ**、保健・医療提供体制に関する**記載事項を充実**するとともに、その**数値目標**を定める[法第10条第2項]
- ✓ **医療計画**(医療法第30条の4)、**新型インフルエンザ等対策行動計画**(新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条)との**整合性**を図る[法第10条第8項]

【計画項目の新旧(案)】 **(新)**：新設する項目 **(改)**：主に改定が必要となる項目

新	旧
第1 感染症の予防の推進の基本的な考え方	第1 感染症の予防の推進の基本的な考え方
第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項	第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項
第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項
第4 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項	第5 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上、調査研究に関する事項
第5 病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項 (改)	
第6 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項 (改)	第4 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項
第7 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項 (新)	
第8 宿泊施設の確保に関する事項 (新)	
第9 新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項 (新)	
第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項 (新)	
第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	第7 感染症に関する啓発・知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項
第12 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	第6 人材の養成に関する事項
第13 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項 (新)	
第14 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項	第8 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延防止並びに医療の提供のための施策に関する事項
第15 その他感染症の予防の推進に関する重要事項	第10 その他感染症の予防の推進に関する重要事項
第16 特定感染症予防指針	第9 特定感染症予防指針

奈良県感染症予防計画の改定について

【主な改定内容】 ※下線：新設項目、太字：論点、赤字：論点におけるキーワード

計画の項目(案)	担任する部会 (関係団体)
第1～第4 (略)	—
第5 病原体等の 検査の実施体制 及び検査能力の向上に関する事項 ・新興感染症に備えた平時からの 体制整備【目標】 、試験 検査機能 の向上【目標】、民間検査機関等との協定	保健所部会 (保健研究センター)
第6 感染症に係る 医療を提供する体制 の確保に関する事項 ・協定締結による新興感染症の 汎流行時 に係る 入院体制【目標】 、 外来診療体制【目標】 、 自宅療養者 等への医療提供体制【目標】、 後方支援体制 の整備【目標】、 医療人材 の応援体制の整備【目標】、 個人防護具の備蓄等【目標】 ・ 高齢者施設 等に対する医療提供体制の確保	入院医療部会 外来・在宅医療部会
第7 感染症の患者の 移送のための体制 の確保に関する事項 ・ 移送 の人員体制、 消防機関 との役割分担、民間事業者等への業務委託	保健所部会
第8 宿泊施設の確保 に関する事項 ・平時からの協定締結による 宿泊施設 等の確保【目標】の方法	保健所部会
第9 <u>新型インフルエンザ等感染症外出自粛対象者又は新感染症外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項</u> ・宿泊、自宅療養者(施設含む)の 健康観察 の人員体制、 生活支援 等における市町村・関係団体等との連携	外来・在宅医療部会 保健所部会 (介護・障害福祉事業所関係団体, 県教委)
第10 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項 第11 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重に関する事項	—
第12 感染症の予防に関する 人材の養成及び資質の向上 に関する事項 ・医療従事者や保健所職員等の 研修・訓練【目標】 、 IHEAT要員の確保【目標】 や研修	保健所部会
第13 感染症の予防に関する 保健所の体制 の確保に関する事項 ・保健所の 人員体制整備【目標】 、応援 派遣や受入 、保健所と関係機関等との連携	保健所部会
第14～第16 (略)	—

奈良県感染症予防計画の改定について

02. 今後のスケジュール

(長期的なスケジュール)

年度	R5 2023年	R6 2024年	R7 2025年	R8 2026年	R9 2027年	R10 2028年	R11 2029年	R12 2030年	R13 2031年	R14 2032年	R15 2033年	
連携協議会 おける協議		改定	感染症予防計画（基本的な方針、数値目標等）									
	改定検討			再検討			再検討				再検討	
		【随時】 予防計画の各項目について、PDCAサイクルに基づく改善・検証、具体的な役割分担や仕組み構築に向けた検討										
			改定(予定)	新型インフルエンザ等対策行動計画								
		改定検討										

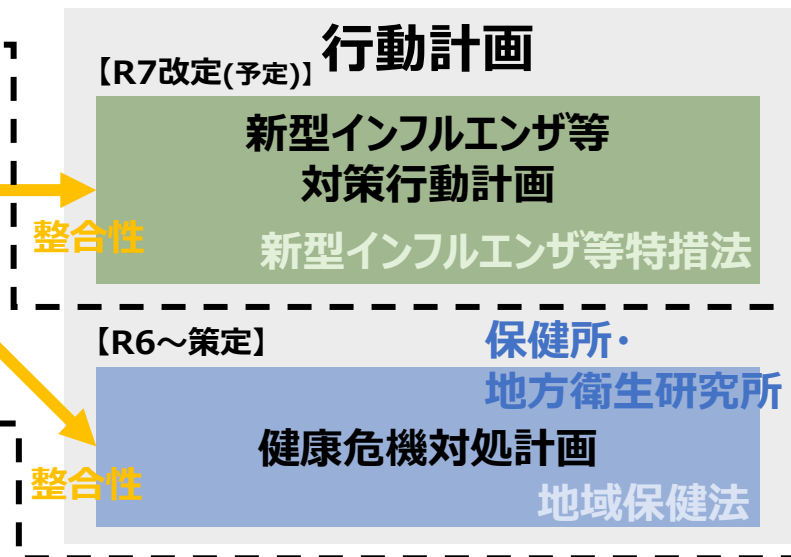
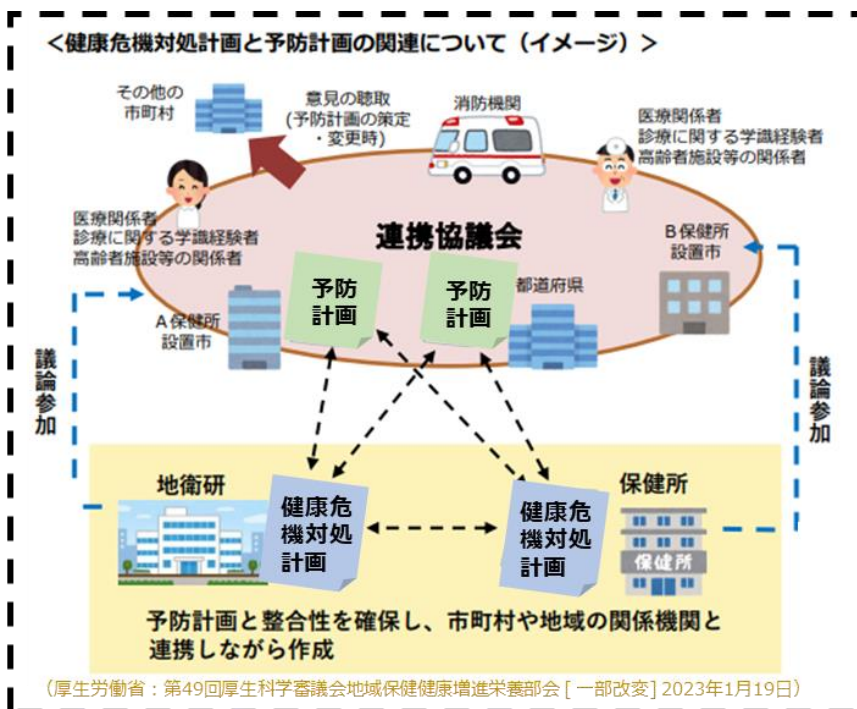
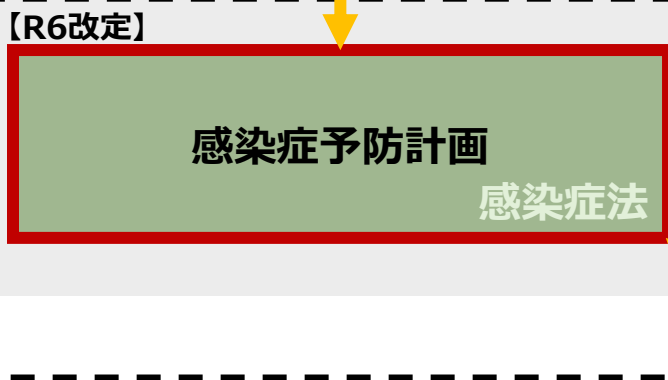
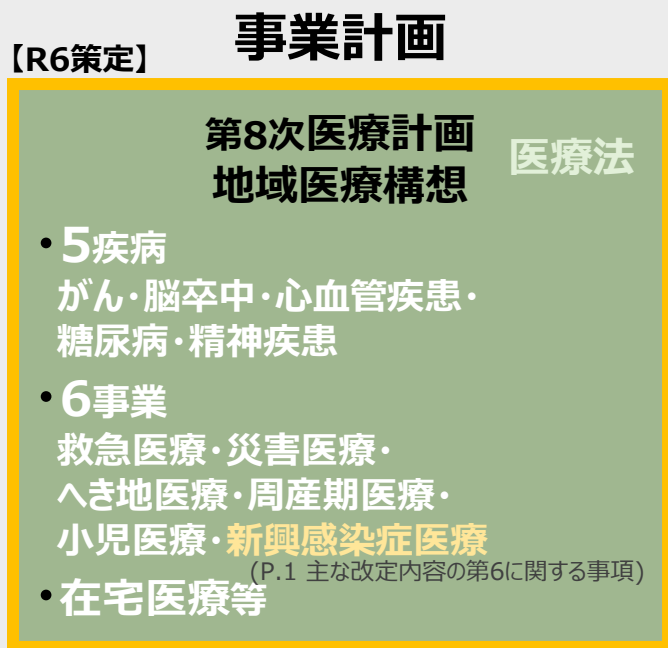
(年間スケジュール)

	R5年度	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
県予防計画 改定		国指針改正	骨子案・計画素案作成		本文案作成・数値目標検討 (協議会への中間報告)				パブリックコメント		最終案		(R6年4月改定)
			7/6 第1回協議会		3部会【随時】			第2回協議会			第3回協議会		
第8次保健 医療計画 【新興感染症】			計画骨子案		反映		反映	計画案			反映		
					第1回医療審議会						第2回医療審議会		
協定締結		国ガイドライン 通知等	手法検討 医療機関調査		医療機関との協議、協定締結（随時）						協定締結		(R6年9月末)

奈良県感染症予防計画の改定について

03. 感染症予防計画と各計画との関係性

県
市町村



奈良県感染症予防計画の改定について

04. 想定する新興感染症とその対応の方向性

【対応する感染症】

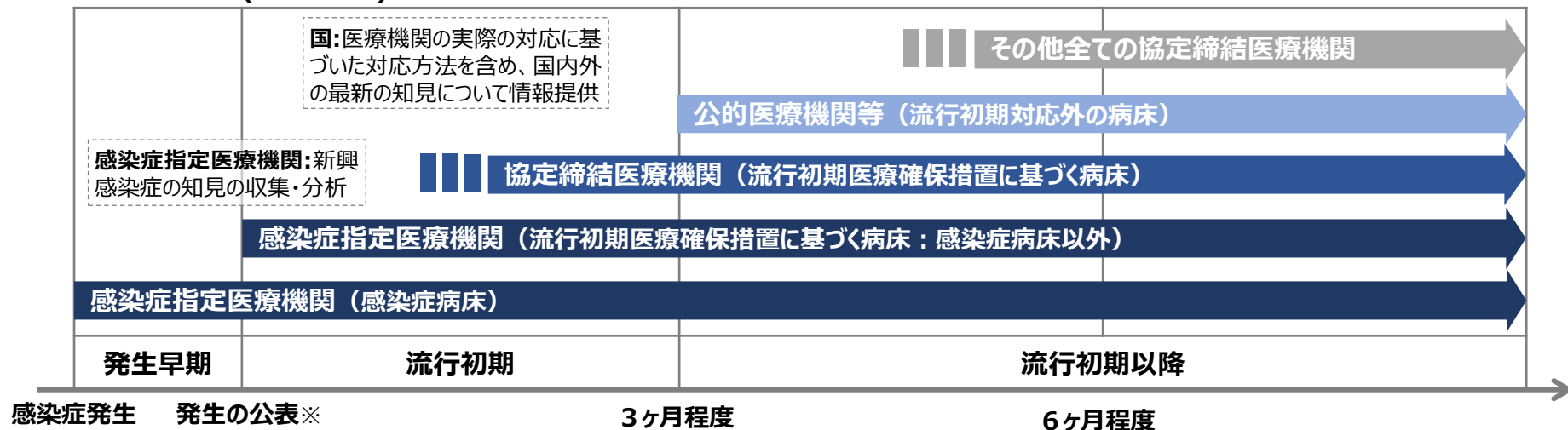
- **新型インフルエンザ等感染症、指定感染症**（当該指定感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるものに限る）**及び新感染症を基本**とする。
- まずは現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる**新型コロナウイルス感染症への対応を念頭**に取り組む。

【発生後の対応（国の方向性）】

- **発生早期**（発生～公表前まで）：**現行の感染症指定医療機関の感染症病床を中心**に対応する。
- **流行初期**（公表～3ヶ月程度）：まずは、発生の公表前から対応実績のある**感染症指定医療機関が、流行初期医療確保措置の対象**となる協定に基づく対応も含め、**引き続き対応**する。また、各都道府県の判断を契機として、**流行初期医療確保措置の対象となる協定を締結するその他医療機関**も対応していく。
- **流行初期以降**（3～6ヶ月程度）：これらに加え、その他の協定締結医療機関のうち、**公的医療機関等**（対応可能な民間医療機関を含む）も中心となった対応。発生の公表後6ヶ月程度を目途に、**順次速やかに全ての協定締結医療機関**での対応を目指す。

「都道府県、保健所設置市及び特別区における予防計画作成のための手引き」、「令和5年度第1回医療政策研修会 資料19」から引用

<発生後の対応(国の方向性)イメージ図>



※感染症法に基づく厚生労働大臣による発生の公表

奈良県感染症予防計画の改定について

05. 期間の分類

各部会で焦点化した議論を行うため、主に「患者の居場所」の変遷により期間を設定

期間分類	期 間	患者の居場所	期間設定の状況
A 期	2020年 1月～ 4月	■ 感染症専門医療機関①	✓ 病原体および宿主の特性がわからないため、感染症専門医療機関中心に、重症度によらず全例隔離を行う
	起源株 第1波	5月～12月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 外来検査機能の拡充 ✓ 重症化への進展するリスクが判明し、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 疑い患者は、協力医療機関で隔離を行う ・ 重症化リスクが低い軽症者は、宿泊療養施設で隔離を行う
	起源株 第2波		
B 期	起源株 第3波	1月～ 4月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 更なる検査機能の拡充 ✓ ワクチン接種が開始され、死亡率が低下する ✓ 感染者が増加し、入所までに時間を要す ✓ 感染者の積極的疫学調査による感染拡大予防が不能・健康観察の重点化
	2021年 C-1 アルファ株 第4波		
	C-2 デルタ株 第5波		
C 期	オミクロン株 BA.2 第6波	5月～ ^{2022年} 1月	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 感染者が著明に増加し、施設内隔離が不能となる ✓ 感染者の積極的疫学調査不能・健康観察は自己 ✓ 通常医療を主体とする準備段階
	D 期	2022年 D-1 オミクロン株 BA.5 第7波/第8波	
D 期	D-2	■ 自宅への拡大	